

千葉県病院局建設工事等低入札価格調査実施要領

平成19年2月7日制定
令和7年1月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県病院局が競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の実施から落札者の決定までの一連の事務手続及びその他の事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令第167条の10第1項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は同法施行令第167条の10の2第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 入札書比較価格 予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (4) 契約担当者 千葉県病院局財務規程（平成16年病院局管理規程第22号。以下「財務規程」という。）第2条第7号に規定する者をいう。
- (5) 経営管理課長 財務規程第2条第3号に定める課長をいう。
- (6) 病院長 財務規則第2条第4号に規定する病院長をいう。
- (7) 入札の執行者 病院局において執行する入札については経営管理課長をいい、各病院において執行する入札については病院長をいう。
- (8) 低入札価格調査の実施者 経営管理課において執行した入札については経営管理課長をいい、各病院において執行した入札については病院長をいう。
- (9) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。
- (10) 最高評価値者 千葉県病院局建設工事総合評価方式実施要領（以下「総合評価実施要領」という。）第8条第1項に規定する落札者となるべき評価値の最も高い者をいう。
- (11) 第1順位者 総合評価方式によらない入札においては最低価格入札者をいい、総合評価方式による入札においては最高評価値者をいう。
- (12) 低価格入札者 総合評価方式によらない入札においては調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいい、総合評価方式による入札においては、総合評価実施要領第8条第1項各号に該当し、かつ、調査基準価格を下回る価格をもつ

て入札した者のうち、「総合評価実施要領第8条第1項各号に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者（以下「高評価値者」という。）」に比して評価値が同等以上である者をいう。

(13) 調査除外者 低価格入札者のうち、第10条第4項若しくは第6項又は第11条第6項の規定により低入札価格調査を中止した者又は実施しない者をいう。

(14) 調査対象者 低価格入札者のうち、調査除外者でない者をいう。

(15) 被調査者 低価格入札者のうち、現に低入札価格調査を受けている者をいう。

(適用対象工事等)

第3条 この要領は、競争入札により工事又は製造の請負契約（総合評価方式を適用する工事の請負又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に限る。）を締結しようとする場合に適用する。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、本局においては契約担当者の指示により経営管理課長が、各病院においては病院長が次の各号により定めるものとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から1万円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第5条 病院局長又は経営管理課長若しくは病院長は、予定価格を記載した書面に、調査基準価格を「（調査基準価格 ○○円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100の額 ○○円）」と記載するものとする。

(入札者への周知)

第6条 病院局長又は経営管理課長若しくは病院長は、一般競争入札の公告、公募型指名競争入札の公表及び指名通知並びに指名競争入札の指名通知に次の内容を明記するとともに、入札約款（電子入札(契約事務取扱実施規程第6条に規定する電子入札をいう。以下同じ。)を執行する場合は、電子入札約款)の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ後日それを決定すること及び入札者に対しその決定の通知をすること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取等の調査に協力すべきこと。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者は入札を無効とすること。
- (5) 低価格入札者は、開札をした日の翌日から起算して5日以内（この期間に千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、規定の期限までに提出しない者は入札を無効とすること。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (7) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2以内とすること。
- (8) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、当該者が過去2年以内に竣工した千葉県（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）発注の工事等に関し次の要件に該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務づけること。

ア 65点未満の工事成績評定を受けている者

イ 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約書に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者

ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

(入札の執行)

- 第7条 入札の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、入札の執行者は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否かを判断するものとする。
- 2 前項の規定による落札者の決定を保留する旨の宣言及び落札者は後日決定する旨の告知は、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより「保留通知書」を発行することをもって代えるものとする。
- 3 入札の執行者は、総合評価方式によらない入札において、「低価格入札者及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」」のうち第1順位者以外の者について、複数の者の入札価格が同価格である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させなければならない。
- 4 入札の執行者は、総合評価方式による入札において、「低価格入札者及び高評価値者」のうち第1順位者以外の者について、複数の者の評価値が同等である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させなければならない。この場合において、くじを引かせた結果、低価格入札者のうち高評価値者よりも低順位となった者については、以後「低価格入札者」として扱わないものとする。
- 5 第1項の規定により入札を保留としたときは、入札の執行者は、入札の終了後直ちに別記第22号様式により県土整備部技術管理課長へ報告するものとする。ただし、病院にあっては、病院長は、入札の終了後直ちに同様式により経営管理課へ報告するものとする。

(第1順位者に対する低入札価格調査の実施)

- 第8条 低入札価格調査の実施者は、入札の執行者が前条第1項の規定に基づき入札を終了した後直ちに、第1順位者について、低入札価格調査を実施しなければならない。

(低入札価格調査の方法及び調査事項)

- 第9条 低入札価格調査は、まず、入札の内容が第14条に規定する失格判定基準のうちの価格失格判定基準に該当するか否かを判断するものとする。
- 2 前項の価格失格判定基準に該当しない低価格入札者については、次条により徴する低入札価格調査報告書等の精査、第11条の規定により実施する事情聴取及び関係機関への照会等の方法により次の各号に掲げる事項について調査を実施するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳の詳細な検討
- (3) 労務者の供給に関する事項
- (4) 手持工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (6) 資材（機器）の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械に関する事項
- (8) 建設副産物に関する事項
- (9) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- (12) 信用状態
 - ア 建設業法違反の有無
 - イ 賃金不払いの状況
 - ウ 下請代金の支払遅延状況
 - エ その他
- (13) その他の必要な事項

（低入札価格調査報告書等）

- 第10条 低入札価格調査の実施者は、入札の執行者が第7条第1項の規定により入札を終了した後直ちに、低価格入札者全者（前条第1項の規定により価格失格判定基準に該当すると判断された低価格入札者を除く。）に対し、別記第23号様式により別紙1に定める書類（以下「低入札価格調査報告書」という。）の提出を求めなければならない。
- 2 低入札価格調査の実施者は、前項の規定による通知について、入札執行日当日中に低価格入札者全者へ到達するよう配慮するものとする。
 - 3 低入札価格調査報告書の提出期限は、開札をした日の翌日から起算して5日以内とする。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。
 - 4 低入札価格調査の実施者は、前項に定める期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者がいる場合は、当該者が被調査者であるときは調査を中止し、又は、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。低価格入札者が低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別記第23号の2様式）を提出した場合も、同様とする。
 - 5 低価格入札者が、低入札価格調査報告書を提出するに際し、低入札価格調査報告書の内容を立証するため、自らが必要と認める書類（以下「任意提出書類」という。）を低入札価格調査報告書と併せて提出することは差し支えない。
 - 6 低入札価格調査報告書については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとし、調査の途中段階において低入札価格調査

報告書が作成要領（別紙２）に従い作成されていないものであることが明らかとなった場合は、低入札価格調査の実施者は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、低入札価格調査の実施者が必要と認め、当該被調査者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、１回に限り、提出期限後の書類の追加提出のみを認めるものとし、これによってもなお不備があるときは、低入札価格調査の実施者は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

- 7 任意提出書類については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。

（事情聴取の実施）

- 第１１条 低入札価格調査の実施者は、被調査者に対する事情聴取を実施し、被調査者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない。ただし、第９条第１項の規定により価格失格判定基準に該当すると判断された低価格入札者に対する事情聴取については、この限りでない。
- 2 前項の規定による事情聴取は、第１順位者については低入札価格調査報告書等の提出のあった日の翌日から起算して６日以内に実施しなければならない。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。
- 3 第１項の規定による事情聴取は、必要に応じ、一の被調査者について複数回実施することができる。
- 4 第１項の規定による事情聴取は、前条第１項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、これを実施することができない。
- 5 低入札価格調査の実施者は、第１項の規定により事情聴取を実施するときは、予め被調査者に対し別記第２４号様式により通知しなければならない。
- 6 低入札価格調査の実施者は、被調査者が事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止するものとする。

（取引金融機関等への調査）

- 第１２条 低入札価格調査の実施者は、第９条第１１号に掲げる事項について低入札価格調査を実施するに当たり、必要があるときは、被調査者から同意書（別記第２５号様式）を徴するものとする。

（別途提出書類の提出）

- 第１３条 低入札価格調査の実施者は、被調査者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるとき又は被調査者から提出された低入札価格調査報告書及び任意提出書類のみでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無

を判断するに十分でないと認めるときは、必要に応じ、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために必要な書類（以下「別途提出書類」という。）の提出を求めることができる。

この場合において、別途提出書類の提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

2 別途提出書類については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。

3 別途提出書類は、第10条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、これの提出を求めることができない。

（低入札価格調査表の作成）

第14条 低入札価格調査の実施者は、低入札価格調査を実施したときは、当該調査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとして別紙3に定める基準（以下「失格判定基準」という。）に該当するか否かを判断し、かつ、当該調査等の結果に基づき、低入札価格調査表（別記第26号様式）を作成しなければならない。

（第2順位者以下の者に対する低入札価格調査の実施）

第15条 低入札価格調査の実施者は、第1順位者に係る調査結果について失判定基準に該当すると判断したとき又は第1順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第1順位者の次に低い価格をもって入札した者又は評価値の高い者（以下「第2順位者」という。）について、低入札価格調査を実施するものとする。

2 低入札価格調査の実施者は、第2順位者に係る調査結果についても失格判定基準に該当すると判断したとき又は第2順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第2順位者の次に低い価格をもって入札した者又は評価値の高い者について、低入札価格調査を実施するものとし、以下順次同様に、調査対象者について低入札価格調査を実施するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、低入札価格調査の実施者は、複数の低価格入札者について並行して低入札価格調査を実施することができるものとする。

（建設工事等低入札価格審査委員会への付議）

第16条 低入札価格調査の実施者は、別記第27号様式により低入札価格調査表を建設工事等低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出し、その意見を求めなければならない。ただし、第14条の規定により価格失格判定基準に該当すると判断された低価格入札者（次項において「価格失格判定基準該当者」という。）については、この限りでない。

2 前項の規定により提出する低入札価格調査表は、「失格判定基準に該当しないと判断した者のうち最低の価格をもって入札した者1者若しくは評価値の最も高い者1者についての低入札価格調査表、及び調査対象者のうち当該者よりも低い価格を

もって入札した全ての者（価格失格判定基準該当者を除く。）若しくは評価値の高い全ての者（価格失格判定基準該当者を除く。）についての低入札価格調査表」、又は「調査対象者のうち失格判定基準に該当しないと判断した者がいないときは調査対象者全者（価格失格判定基準該当者を除く。）についての低入札価格調査表」とする。

3 審査委員会は、第1項の規定により意見を求められたときは、審査を行い、別記第28号様式により回答するものとする。

4 審査委員会は、失格判定基準に従い審査を行わなければならない。

（失格判定基準該当の決定）

第17条 低入札価格調査の実施者は、低入札価格調査結果について、失格判定基準に該当するか否かを決定するものとする。この場合において、前条第1項本文の規定により審査委員会に意見を求めたときは、その意見を踏まえ、決定するものとする。

（その他の者に対する調査等）

第18条 低入札価格調査の実施者が審査委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定したときにおいて他に調査対象者がいる場合は、当該調査対象者について第15条から第17条までの規定に準じ取り扱うものとする。

2 前項の規定によっても、低入札価格調査の実施者が審査委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定したときにおいて他に調査対象者がいる場合は、当該調査対象者について第15条から第17条までの規定に準じ取り扱うものとし、以下順次同様に、調査対象者について第15条から第17条までの規定に準じ取り扱うものとする。

（落札者の決定等）

第19条 低入札価格調査の実施者は、審査委員会において審査された低入札価格調査結果のうち1以上の調査結果について失格判定基準に該当しないと決定したときは、契約担当者の決裁を受け、失格判定基準に該当しないと決定した者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を「落札者」、第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

2 低入札価格調査の実施者は、全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定したときにおいて他に調査対象者がいない場合は、契約担当者の決裁を受け、「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」又は高評価値者を「落札者」、第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

- 3 低入札価格調査の実施者は、低価格入札者全者が調査除外者となった場合は、契約担当者の決裁を受け、「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」又は高評価値者を「落札者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。
- 4 前各項の規定により落札者等を決定したときは、低入札価格調査の実施者は、別記第29号様式により入札の執行者あて通知するものとする。
- 5 前項の規定により通知を受けたときは、入札の執行者は、落札者に対しては別記第30号様式により、「低価格入札者全者及び「低価格入札者以外の入札者のうち有効な入札を行った者」」のうち落札者以外の者に対しては別記第31号様式により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより通知するものとする。
- 6 入札の執行者は、前項の規定により通知を行ったときは、県土整備部技術管理課長に対し、別記第32号様式により報告するものとする。

(調査対象工事の概要等の公表)

- 第20条 低入札価格調査の実施者は、調査対象となった工事の概要について、当該工事に係る契約の締結後別記第33号様式により作成しなければならない。
- 2 低入札価格調査の実施者は、低価格入札者のうち、前条第1項から第3項までの規定により失格者とした者に係る低入札価格調査等の概要を、当該工事に係る契約の締結後別記第34号様式により作成しなければならない。
 - 3 低入札価格調査の実施者は、前各項の規定により概要を作成後経営管理課長に送付するものとし、経営管理課長はそれらを取りまとめのうえ、閲覧及びインターネットにより公表するものとする。

(虚偽説明等への対応)

- 第21条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合又は重点的な監督の結果内容と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当者は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 当該工事の成績評定において厳格に反映する。
 - (2) 過去5年以内に(1)の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領」別表第2第9項により指名停止を行う。

(要領の公表)

- 第22条 この要領は、千葉県ホームページに掲載して公開するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年2月7日から施行する。

(低入札価格調査実施要領等の廃止)

2 低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査に関する事務手続細則は、廃止する。

(適用対象工事等)

3 この要領は、平成19年3月1日以後に入札を執行する工事等に適用する。

(経過措置)

4 平成19年2月28日以前に入札を執行する工事等については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

(建設工事等低入札価格特別重点調査試行実施要領の廃止)

2 建設工事等低入札価格特別重点調査試行実施要領（平成19年2月7日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行われた入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を

行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 3 年 11 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条第 1 号及び別紙 3）

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、 機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費等、等